

## 足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得し、足立区内（以下「区内」という。）の幼稚園等に就職した者が奨学金を返済するために要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、幼稚園教諭等の人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、幼稚園等における長時間・定期利用の預かり保育を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園等 区内に設置された次のいずれかの私立施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による認可を受けた幼稚園のうち、足立区幼稚園教育奨励事業要綱に定める事業を実施する園又は同要綱の基準を満たす預かり保育を実施する園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(2) 常勤 次に掲げるすべての要件を満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が幼稚園等であり、かつ従事すべき業務が教育・保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を結んでいる者であって、当該幼稚園等において、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、かつ被用者保険の被保険者となっていること。

(3) 幼稚園教諭等 幼稚園等に勤務する、それぞれ資格を有する幼稚園教諭又は保育士をいう。ただし、認定こども園に保育士として勤務する者を除く。

(4) 奨学金 幼稚園教諭等が資格を取得するために、就学时又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、幼稚園教諭等本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの。

イ その他、公の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けされており、別表に掲げた貸付けに準ずると教育委員会が認めたもの。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象職員」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

(1) 奨学金を利用して幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得したこと。

(2) 奨学金の返済を行った日に、区内に存する幼稚園等を運営する設置者（幼稚園等を異にして人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する設置者は同一の設置者とみな

す。以下同じ。)に常勤の幼稚園教諭等として採用された者

(3) 自ら奨学金を返済していること。

(4) この要綱による補助を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ設置者に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。

(5) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他規程による奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費は、第2条第4号に定める奨学金の返済費用で、当該年度中に幼稚園教諭等本人が返済した額とする。ただし、一の年度につき20万円を限度とする。

2 補助額は、前項の経費の2分の1に相当する額(1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、第3条各号の全ての要件を満たした日から当該年度末までとする。ただし、補助対象職員が退職した場合は、退職日を補助対象期間の終了日とする。

(受給資格認定申請及び資格認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に教育委員会が定める期日までに、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金受給資格認定申請書(様式第1号)に、第3条第2号に定める補助対象者であることを証明する雇用証明書(様式第2号)及び幼稚園教諭免許状又は保育士登録証の写し並びに貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書又はその他奨学金の貸与を受けていることを証明すると教育委員会が認めた資料を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、受給資格の認定の可否を決定し、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金受給資格認定通知書(様式第3号)により通知する。

(交付申請)

第7条 前条の規定により、当該事業補助金の受給資格認定を受けた者が、当該事業補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月から9月までの期間及び10月から3月までの期間について、別に教育委員会が定める期日までに、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼交付申請書(様式第4号)に、当該期間内に返済した奨学金返済実績額が客観的に確認できる資料を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の当該期間内に返済した奨学金の返済実績額が客観的に確認できる資料とは、貸与機関の発行する返済証明書及びその内訳が分かる資料又は当該返済に係る申請者本人名義の通帳の写し又はその他教育委員会が認める資料とする。

(交付決定及び確定)

第8条 教育委員会は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、予算の範囲内で当該申請に係る期間における交付すべき補助金の額を決定及び確定し、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第5号)により受給

資格認定を受けた者に通知する。

(請求及び支払い)

第9条 前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を受けた者は、別に教育委員会が定める期日までに、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)に、幼稚園等に在籍していることを証明する書類を添えて足立区長(以下「区長」という。)に提出することにより、当該確定に係る補助金の請求を行わなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、補助金を交付する。

(補助対象者の責務)

第10条 補助金の交付を受ける者は、足立区の教育・保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、幼稚園等に継続して勤務するよう努めなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 教育委員会は、当該補助金の交付決定及び確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 当該年度中に幼稚園等を退職した場合。ただし、健康上その他相当な理由があると教育委員会が認めた場合を除く。

(3) 当該補助金の交付を受けようとする者が、別に教育委員会が定める期日を著しく超過して、当該補助金の交付に係る書類等を、教育委員会や区長に提出したとき。ただし、やむを得ない理由によるものと教育委員会が認めた場合を除く。

(4) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他の法令若しくは足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第8号。以下「規則」という。)に基づく命令に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長は、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金返還請求書(様式第8号)により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(変更の届出)

第12条 当該事業補助金の受給資格申請を行った者が、当該補助金の交付を受けるまでに、氏名及び住所に変更が生じた場合は、変更の内容を教育委員会に届け出なければならない。

(事業の廃止等)

第13条 教育委員会は、状況に変動があつて当事業について廃止、縮小その他の見直しを行う場合は、事前に補助対象職員に通知するものとする。

(規則の運用)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、規則に定め

るところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則 (30足教子子発第3723号 平成31年3月29日教育長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
足立区育英資金
生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会